

ID: 1699

担当部署: 都市政策部 都市戦略室 建築住宅課

処分の概要	組合設立の認可		
法令名称 根拠条文	マンションの建替え等の円滑化に関する法律 第120条第1項		
法令番号	平成14年法律第78号		
【根拠条文】 (設立の認可) 第120条 第108条第10項において読み替えて準用する区分所有法第64条の規定によりマンション敷地売却決議の内容によりマンション敷地売却を行う旨の合意をしたものとみなされた者(マンションの区分所有権又は敷地利用権を有する者であつてその後に当該マンション敷地売却決議の内容により当該マンション敷地売却を行う旨の同意をしたものを含む。以下「マンション敷地売却合意者」という。)は、5人以上共同して、定款及び資金計画を定め、国土交通省令で定めるところにより、都道府県知事等の認可を受けて組合を設立することができる。 2 前項の規定による認可を申請しようとするマンション敷地売却合意者は、組合の設立について、マンション敷地売却合意者の4分の3以上の同意(同意した者の区分所有法第38条の議決権の合計がマンション敷地売却合意者の同条の議決権の合計の4分の3以上であり、かつ、同意した者の敷地利用権の持分の価格の合計がマンション敷地売却合意者の敷地利用権の持分の価格の合計の4分の3以上となる場合に限る。)を得なければならない。 3 前2項の場合において、マンションの1の専有部分が数人の共有に属するときは、その数人を1人のマンション敷地売却合意者とみなす。 【基準】 根拠条文及び法第121条の規定による。 (認可の基準) 第121条 都道府県知事等は、前条第1項の規定による認可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、その認可をしなければならない。 (1) 申請手続が法令に違反するものでないこと。 (2) 定款又は資金計画の決定手続又は内容が法令に違反するものでないこと。 (3) 当該マンション敷地売却事業を遂行するために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。 (4) その他基本方針に照らして適切なものであること。			
標準処理期間	60日		
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日